

上三川町

概要版

子ども・子育て支援事業計画

子どもが輝く 笑顔の地域

～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～



平成27年3月

上三川町

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 21 年度に「上三川町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」を策定し、地域住民のふれあいと支え合いのもとで、誰もが安心して子どもを産み育てることができる上三川の実現を目的として、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。しかし、本町においても少子化の進行や世帯規模の縮小、共働き家庭等の増加による低年齢児保育のニーズ増大など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした背景を踏まえながら、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの 5 年間の計画とします。また、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを図ります。

○計画の期間

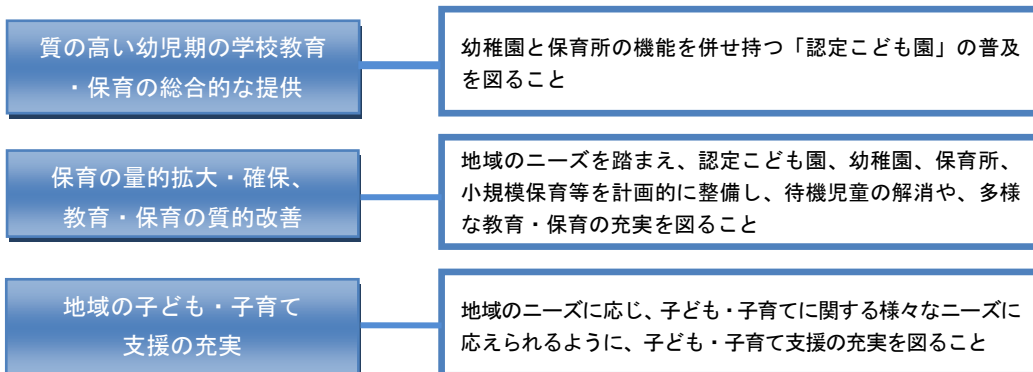
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
上三川町 次世代育成支援地域行動計画（後期計画）									
					上三川町子ども・子育て支援事業計画				

【子ども・子育て関連 3 法と子ども・子育て支援新制度の主な内容】

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会との考え方を基本指針とし、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育て中のすべての家庭を対象として、幼児教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することをめざしています。

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

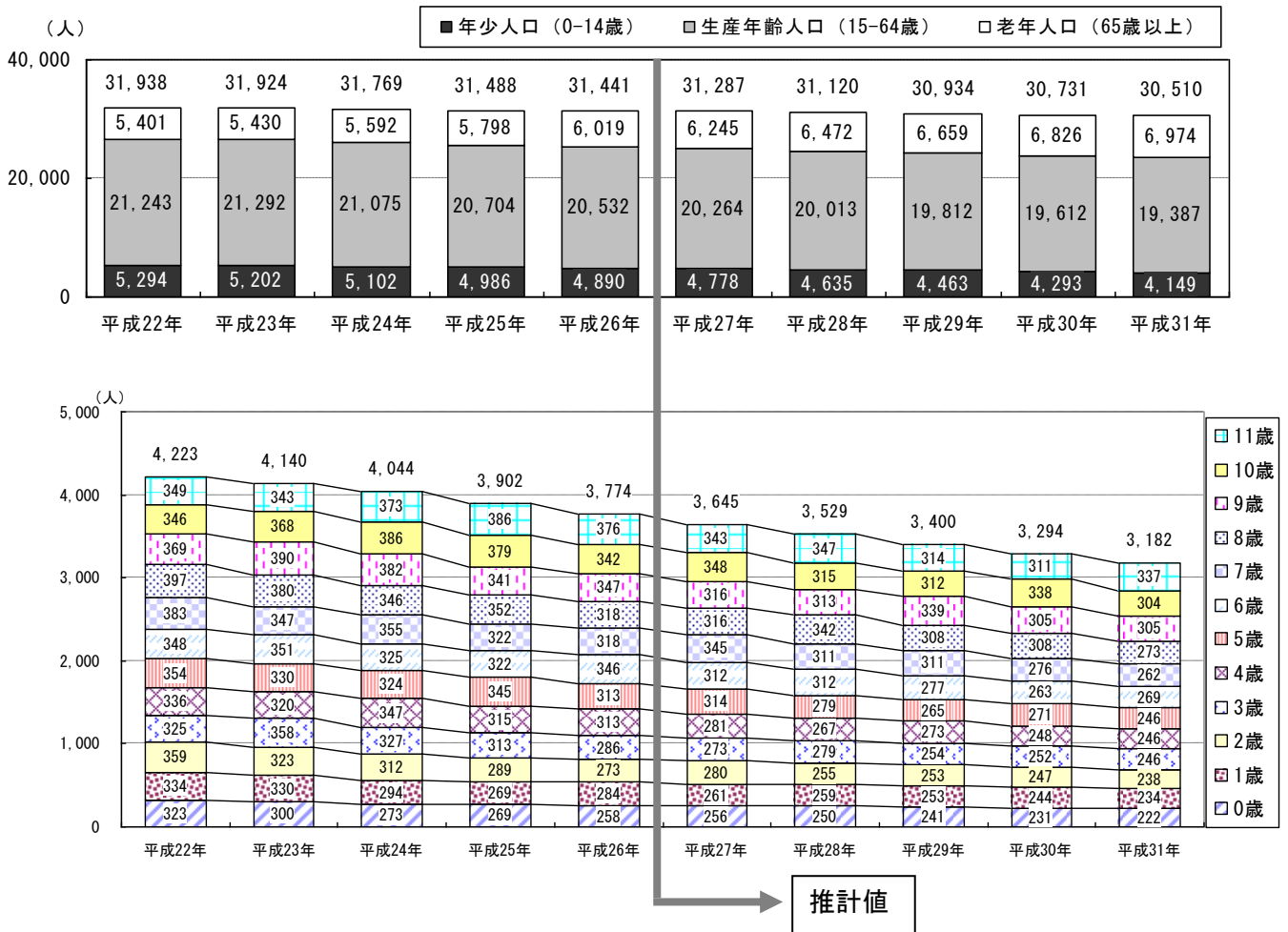
1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3. 本町の子ども・家庭の現状

本町の総人口は減少しており、今後もこの傾向は続くと思込まれます。また、本計画の対象となる0～11歳までの児童数においては、年々減少しており、引き続き減少が継続と予測されます。

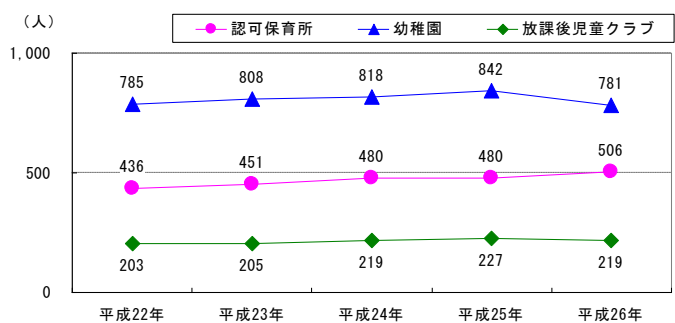
○人口の推移と児童数の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）、平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

認可保育所入所児童数は増加傾向となっており、幼稚園就園児童数、放課後児童クラブ利用者数は横ばいとなっています。核家族化の進行や女性の就業率の増加などを背景として、教育・保育サービスのニーズが高まっており、今後も安心して教育・保育サービスが利用できる環境が求められています。

○認可保育所、幼稚園、放課後児童クラブ利用者数の利用状況



4. 基本理念

本町では、次世代育成支援地域行動計画の理念を踏襲し、引き続き「子どもが輝く 笑顔の地域」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進します。

子どもが輝く 笑顔の地域

～みんなで実践しよう “かみのかわ” 子育てプラン～

5. 基本目標

『子どもが輝く 笑顔の地域 ～みんなで実践しよう “かみのかわ” 子育てプラン～』の推進にあたり、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標1 子ども・子育て家庭を支える

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、子育て情報の収集、提供、経済的負担の軽減を推進します。また、児童の健全育成を推進します。

【基本施策】

- (1) 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策
- (2) 地域における子育て・子育ての支援

基本目標2 安心して産み、育てることができる

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

また、すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

【基本施策】

- (1) 親や子どもの健康の確保・増進
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 障がい児施策の充実



基本目標3 子どもたちが健やかに育つ

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

【基本施策】

- (1) 次代を担う人づくり
- (2) 生きる力を育む教育力の向上
- (3) 家庭や地域の教育力の向上



基本目標4 子育てを温かく支え、見守る

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

【基本施策】

- (1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備



6. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定め、計画期間に確保します。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は、町全体を1区域として設定します。

(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

また、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

■認定区分

区分	年齢	対象事業
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園、地域型保育



■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

認定区分	対象事業	平成31年度（計画終了年度）までに必要な施設定員を確保します。	
		見込量	確保量
1号認定 （3～5歳児教育）	幼稚園・認定こども園	709人	850人
2号認定 （3～5歳児保育）	幼稚園・認定こども園		
	保育所（園）・認定こども園	266人	285人
3号認定 （0歳児保育）	保育所（園）・認定こども園、特定地域型保育等	76人	76人
3号認定 （1・2歳児保育）	保育所（園）・認定こども園、特定地域型保育等	225人	239人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	事業の内容		平成31年度(計画終了年度)	
			見込量	確保量
①利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行い関係機関との連絡調整を実施する事業		1ヶ所	1ヶ所
②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、助言等を行う事業		1ヶ所 8,000人回/年	1ヶ所 8,000人回/年
③時間外保育(延長保育)	保育所等で、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業		7ヶ所 202人日/月	7ヶ所 202人日/月
④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、児童養護施設等において必要な保護を行う事業		1ヶ所 17人日/年	1ヶ所 17人日/年
⑤一時預かり事業	乳幼児を幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業	幼稚園・認定こども園の在園児を対象	2ヶ所 25,947人日/年	2ヶ所 25,947人日/年
		在園児以外を対象	3ヶ所 1,367人日/年	3ヶ所 1,367人日/年
⑥病児・病後児保育事業	病気や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業		2ヶ所 208人日/年	2ヶ所 288人日/年
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際に利用する事業		10人日/年	10人日/年
⑧放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業		7ヶ所 237人	7ヶ所 237人



事業	事業の内容	平成31年度（計画終了年度）	
		見込量	確保量
⑨妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	延べ 3,080 件	延べ 3,080 件
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業	222 人	222 人
⑪養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業	320 人	320 人
⑫要支援・要保護児童支援事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回

7. 計画の推進に向けて

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現をめざしていきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。



上三川町子ども・子育て支援事業計画 **概要版**

（平成 27 年 3 月）

発 行／上三川町
 編 集／上三川町 福祉課 児童福祉係
 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地
 T E L : 0285-56-9111